

## 平成28年第5回定例会会議録

招 集 年 月 日	平成28年6月15日（水曜日）			
招 集 場 所	伊江村議会議事堂			
開 議	6月16日 10時00分 島袋義範議長宣言			
閉 会	6月16日 14時25分 島袋義範議長宣言			
出 席 議 員 （ 応 招 議 員 ）	1	島 袋 義 範 議 員	7	渡久地 政 雄 議 員
	2	島 袋 勉 議 員	8	亀 里 敏 郎 議 員
	3	山 城 善 彦 議 員	9	知 念 一 邦 議 員
	5	内 間 広 樹 議 員	10	名 嘉 實 議 員
	6	仲宗根 清 夫 議 員	11	内 田 竹 保 議 員
欠 席 議 員				
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 島袋 裕次 君 主 査 知念 一史 君			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	村 長	島 袋 秀 幸 君	副 村 長	名 城 政 英 君
	教 育 長	宮 里 徳 成 君	総 務 課 長	内 間 常 喜 君
	政策調整室長	宮 城 弘 和 君	建 設 課 長	金 城 和 廣 君
	教育行政課長	東 江 民 雄 君	農 林 水 産 課 長	知 念 吉 久 君
	会 計 管 理 者	宮 里 政 喜 君	農 林 水 産 課 参 事	宮 里 正 邦 君
	公 営 企 業 課 長	西 江 正 君	福 祉 課 長	亀 里 裕 治 君
	商 工 観 光 課 長	万 寿 祥 久 君	住 民 課 長	西 江 忍 君
	医 療 保 健 課 長	大 城 強 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	島 袋 英 樹 君
総務課長補佐	山 城 直 也 君			
議事日程及び会議に付した事件	別紙のとおり			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

## 平成28年第5回伊江村議会定例会議事日程（第2号）

平成28年6月16日（木）午前10時00分 開 議

日程	議案番号	件名
第1	報告第7号	平成27年度伊江村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
第2	報告第8号	平成28年度伊江村人材育成会の業務報告について
第3	承認第2号	専決処分した伊江村税条例等の一部を改正する条例の承認を求めることについて
第4	承認第3号	専決処分した伊江村固定資産評価審査委員会条例の全部を改正する条例の一部を改正する条例の承認を求めることについて
第5	承認第4号	専決処分した伊江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについて
第6	議案第52号	平成28年度伊江村一般会計補正予算（第1号）
第7	議案第53号	平成28年度伊江村診療所特別会計補正予算（第1号）
第8	議案第54号	平成28年度伊江村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
第9	議案第55号	平成28年度伊江村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
第10	議案第56号	平成28年度伊江村水道事業会計補正予算（第1号）
第11	議案第57号	伊江村船舶運航事業条例の一部を改正する条例の制定について
第12	議案第58号	伊江村子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第13	議案第59号	伊江村保育所等の保育料に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第14	議案第60号	伊江村健康づくり推進協議会設置条例の一部を改正する条例の制定について
第15	意見書第7号	本部港「立体駐車場」の早期整備に関する意見書（案）
第16	決議第4号	本部港「立体駐車場」の早期整備に関する要請決議（案）
第17		閉会中の議員派遣について

○ 議長 島袋 義 範 君

ただいまから、平成28年第5回伊江村議会定例会2日目の会議を開きます。 (開議時刻10時00分)

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立って、昨日の島袋 勉議員の一般質問の答弁に訂正があります。

村長から申し出がありますので、発言を許します。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋 秀 幸 君

おはようございます。先ほど議長からもございましたが、島袋 勉議員の一般質問の2点目の「子育て支援の拡充について」の中で、私の第1回目の答弁で、誤りがありますので、訂正方をさせていただきたいと思っております。

お手元に、答弁書の写しもあると思いますが、その中で二重のアンダーラインがある部分でございます。「村民税非課税世帯(年収約260万円まで)第1子を含め」を、上の手書きの「年収約360万円未満までの世帯、第1子を半額」に訂正方をよろしく願いをいたします。そういうことで、誤りを訂正方をお願いし、おわびを申し上げたいというふうに思っておりますので、ひとつよろしく願いをしたいと思います。以上でございます。

○ 議長 島袋 義 範 君

日程に入ります。

日程第1 報告第7号 平成27年度伊江村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。提出者からの報告を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋 秀 幸 君

報告第7号 平成27年度伊江村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、報告をさせていただきたいと思っております。

次のページをお願いいたします。

平成27年度伊江村一般会計繰越明許費繰越計算書、2款1項公共施設等総合管理計画策定委託料、全体金額1,276万6,000円、翌年度繰越額、同額の1,276万6,000円。同じく2款1項伊江村情報セキュリティ強化対策事業、全体金額2,511万4,000円、翌年度繰越額、同額の2,511万4,000円。3款1項低所得者の高齢者向け臨時給付金給付事業、全体金額が2,268万6,000円、翌年度繰越額も同額の2,268万6,000円。次に6款1項団体営農地保全整備事業(フナズ地区)、全体金額が3,311万6,000円のうち、翌年度繰越額が1,550万円であります。

合計で、全体金額9,368万2,000円のうち、7,606万6,000円を、翌年度に繰り越しして事業を執行する予定でございます。以上で、報告とさせていただきます。

○ 議長 島袋 義 範 君

これで報告第7号は終わりました。

日程第2 報告第8号 平成28年度伊江村人材育成会の業務報告についてを議題とします。

提出者からの報告を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋 秀 幸 君

報告第8号 平成28年度伊江村人材育成会の業務報告についてでございますが、その報告については、伊江村人材育成会設置条例第4条第2項の規定に基づき、これを議会に報告するものでございます。

別紙の次のページから、平成27年度事業報告及び平成28年度事業計画書について、報告をさせていただきますが、いずれについても、去る5月31日に伊江村人材育成会の理事会及び評議委員会での議決を得ていることを申し添えて報告とさせていただきます。

○ 議長 島袋 義範 君

これで報告第8号は終わりました。

日程第3 承認第2号 専決処分した伊江村税条例等の一部を改正する条例の承認を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城 政英 君

承認第2号 専決処分した伊江村税条例等の一部を改正する条例の承認を求めることについての、提案理由を御説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）及び地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成28年政令第133号）並びに地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成28年総務省令第38号・39号）が平成28年3月31日に公布されたことに伴い、伊江村税条例（平成23年条例第24号）の一部を改正する必要がありますが、同条例の改正について議会を招集する時間的余裕がなかったため地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、同条第3項の規定に基づきまして、議会に報告し、承認を求める提案となっております。

なお、改正内容の詳細につきましては、担当であります住民課長から、説明をさせますので、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○ 議長 島袋 義範 君

住民課長 西江 忍君。

○ 住民課長 西江 忍 君

それでは条例の改正文とあわせまして、新旧対照表をもちまして、説明を申し上げたいと思いますので、よろしくお願ひします。

新旧対照表も、改正文と同様、1条と2条に分かれております。新旧対照表の第1条、1ページをお願いいたします。改正前の第56条におきまして、固定資産税の非課税措置を講じたことにより、「独立行政法人労働者健康福祉機構」を削除する改正を行っております。

新旧対照表の2ページをお願いいたします。附則の10条の2におきましては、改正に伴う新築住宅等に関する固定資産税の減額の範囲で、熱損失防止改修住宅等申請に係る添付書類を追加する改正を行っております。

新旧対照表の第2条をお願いいたします。附則の第5条におきまして、村たばこ税の申告等に関する様式規定の文言の整備を対象表の1ページ、2ページ、3ページにわたり改正を行っております。

以上で、説明を終わります。

○ 議長 島袋 義範 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっております承認第2号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって承認第2号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから承認第2号 専決処分した伊江村税条例等の一部を改正する条例の承認を求めることについてを

採決いたします。お諮りします。

本件は、承認することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって承認第2号 専決処分した伊江村税条例等の一部を改正する条例の承認を求めることについては、承認することに決定いたしました。

日程第4 承認第3号 専決処分した伊江村固定資産評価審査委員会条例の全部を改正する条例の一部を改正する条例の承認を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

#### ○ 副村長 名城 政 英 君

承認第3号 専決処分した伊江村固定資産評価審査委員会条例の全部を改正する条例の一部を改正する条例の承認を求めることについての、提案理由を御説明申し上げます。

行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）の一部改正に伴い伊江村固定資産評価審査委員会条例（平成27年条例第33号）の全部を改正する条例の一部を改正する必要がありますが、同条例の改正について議会を招集する時間的余裕がなかったため地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、同条第3項の規定に基づきまして、議会に報告し、承認を求める提案でございます。

なお、この件につきましても、詳細は住民課長から説明をさせますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

#### ○ 議長 島 袋 義 範 君

住民課長 西江 忍君。

#### ○ 住民課長 西 江 忍 君

それでは新旧対照表をもちまして、御説明申し上げます。

新旧対照表第2条第3項におきまして、固定資産評価審査委員会規程の後に、訓令番号を加える改正を行っております。

第12条におきまして、行政不服審査法施行令の施行に伴う条文の整備を行っております。改正前、「前3条」から、改正後、「第7条から第9条まで」にと改めております。

附則といたしまして、第2項におきまして、固定資産評価審査の申し出期間を「60日」から「3カ月」に延長する等の改正のうち、平成28年4月1日に公示する、平成28年度の固定資産税は、改正前の規定によると、適用区分をうたっております。

以上で、説明を終わります。

#### ○ 議長 島 袋 義 範 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっております承認第3号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって承認第3号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから承認第3号 専決処分した伊江村固定資産評価審査委員会条例の全部を改正する条例の一部を改正する条例の承認を求めることについてを採決いたします。お諮りします。

本件は、承認することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって承認第3号 専決処分した伊江村固定資産評価審査委員会条例の全部を改正する条例の一部を改正する条例の承認を求めることについては、承認することに決定いたしました。

日程第5 承認第4号 専決処分した伊江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城 政 英 君

承認第4号 専決処分した伊江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについての、提案理由を御説明いたします。

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第128号）及び地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成28年政令第133号）が平成28年3月31日に公布されたことに伴い、伊江村国民健康保険税条例の一部を改正するものでありますが、同条例の改正について議会を招集する時間的余裕がなかったため地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をし、同条第3項の規定に基づきまして、議会に報告し、承認を求める提案でございます。

なお、詳細についての、改正の内容事項について、住民課長から説明させますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長 島 袋 義 範 君

住民課長 西江 忍君。

○ 住民課長 西 江 忍 君

それでは新旧対照表をもちまして、御説明申し上げます。

新旧対照表第2条第2項及び第3項の改正につきましては、国民健康保険税の限度額を引き上げる改正を行っております。基礎課税額に係る、課税限度額、現行「52万円」を、改正後「54万円」に。

新旧対照表2ページをお願いいたします。後期高齢者支援金等課税額に係る、課税限度額「17万円」を「19万円」に引き上げる改正を行っております。

第21条の改正につきましては、国民健康保険税の減額対象となる所得基準見直しを行う改正を行っております。国民健康保険税の5割軽減及び2割軽減の軽減対象額の拡大を行い、低所得者の国民健康保険税の軽減を図る改正を行っております。5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数に乘すべき金額を、現行は「26万円」から「26万5,000円」に改め、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数に乘すべき金額を、現行の「47万円」から「48万円」に引き上げる改正を行っております。

附則といたしまして、平成28年4月1日から施行したいと思っております。

附則、第2条におきまして、保険税の今回の改正の保険税につきましては、平成28年度以降の年度の国民健康保険税に適用し、平成27年度までの国民健康保険税については、なお、従前の例によると定めたいと思っております。

今回の改正につきまして、どれぐらいの世帯が例えば限度額の引き上げによるものですが、世帯が増えるかという見込みを推計しておりますので、報告したいと思います。ただし、ただいま7月1日の国民健康保険税の賦課作業がまだ終わっておりませんので、平成27年度の前年度の所得でもちまして、推計いたしました後期高齢者支援分で、平成27年度は10世帯、限度額を上回る世帯がございましたが、今回の引き上げにより、平成28年度からは6世帯になる見込みでございます。

次に5割軽減の世帯数の見込みでございますが、平成28年度におきましては199世帯。被保険者数454人になる見込みをしております。2割軽減につきましては、143世帯。334人を見込んでおります。

以上で、説明を終わります。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっています承認第4号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって承認第4号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから承認第4号 専決処分した伊江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについてを採決いたします。お諮りします。

本件は、承認することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって承認第4号 専決処分した伊江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについては、承認することに決定いたしました。

日程第6 議案第52号 平成28年度伊江村一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

議案第52号 平成28年度伊江村一般会計補正予算（第1号）の提案理由を御説明申し上げます。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,045万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億2,245万7,000円と定めたいと思います。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいと思います。

なお、詳細につきましては、事項別明細書をもって、各担当課長から御説明をさせたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○ 議長 島袋義範君

住民課長 西江忍君。

○ 住民課長 西江忍君

それでは事項別明細書をもちまして、御説明申し上げます。

歳入1ページをお願いいたします。14款1項3目衛生使用料7万2,000円の減額は、1節、細節3. 保健師住宅使用料で、現在保健師が賃貸アパートに入居しておりますので、一般職員同様、住居手当を支給し対応したいと思います。

○ 議長 島袋義範君

教育行政課長 東江民雄君。

○ 教育行政課長 東江民雄君

歳入2ページをお願いいたします。15款2項5目教育費国庫補助金、1節教育費補助金、へき地児童生徒援助費補助金につきましては、伊江中学校の修学旅行地が今回、震災の影響、熊本地震の影響で九州から関西への変更に伴う増額でございます。

○ 議長 島袋義範君

農林水産課長 知念吉久君。

○ 農林水産課長 知念吉久君

歳入3ページです。16款2項4目農林水産業費県補助金は2,675万1,000円の増額補正です。細節114. デイゴヒメコバチ防除事業、116. 漁村再生交付金事業、ともに追加交付決定に伴う増額補正でございます。細節121. 肉用牛生産振興特別対策事業は、3名の農家、担い手農家、肉用牛生産組合が実施するトラクター等の機械導入の補助金でございます。各細節、歳出でそれぞれ、再度説明したいと思います。

○ 議長 島袋義範君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内間常喜君

歳入4ページでございます。20款1項1目繰越金におきましては、平成27年度予算を締めました結果、実質収支相当額といたしまして1億9,228万7,000円を予算補正し、前年度繰越金として計上する措置でございます。

○ 議長 島袋義範君

農林水産課長 知念吉久君。

○ 農林水産課長 知念吉久君

歳入5ページです。21款3項6目雑入ですが、細節106. 「宝くじ松」配布・植栽事業101万円は、一般財団法人日本緑化センターが、日本宝くじ協会の助成金を受けて、松を各地に植栽し、松枯れにより失われた緑地の復旧と、国土の保全を図るための目的で実施している事業でございます。1メートルから、約1.5メートルの松苗木を植栽する事業でございます。この事業についても、歳入でさらに説明をしたいと思います。

○ 議長 島袋義範君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内間常喜君

引き続き、歳出の説明に移ります。歳出の1ページです。1款1項1目議会費におきましては、54万円の増額補正でございます。3節職員手当等は、人事異動に伴う扶養手当、住居手当、児童手当の増額補正でございます。

次のページをお開きください。2款1項1目一般管理費におきましては、214万1,000円の増額補正でございます。11節需用費、細節103. コンピューター修繕料の105万円につきましては、城山中腹のウェブカメラの修繕費用であり、設置から5年以上が経過し、村内でも最も古く、現在では防災、減災機能を持っていることから、早急な改修が必用でございますので、よろしく願います。

12節役務費1万3,000円の補正は、各区区長、書記、組長を対象とした保険料でありまして、今年度は増員となったことが増額の理由となっております。13節委託料、102. 電算機器保守管理委託料の6万5,000円につきましては、VPN装置ネットワーク保守委託業務分の不足が見込まれますので、増額措置となっております。ちなみにVPN装置というのは、インターネットに接続されている利用者間を、通信経路認証や番号化して保護し、第三者が侵入することができないようにする安全なネットワークというふうになっております。14節材料及び賃借料、細節2. 駐車場使用料の1万3,000円につきましては、借地料の見直しで、増額分の予算補正でございます。26節寄附金、細節101. 熊本地震災害見舞金100万円につきましては、村といたしまして、熊本県被災地への復興のため、見舞金として計上するものでございます。

4目財産管理費におきましては、1億5,570万円の増額補正でございます。25節積立金、細節101. 財政調整基金積立金1億5,570万円につきましては、本補正予算の収支を相殺した結果、財源調整額として積立金として計上する措置でございます。

○ 議長 島袋義範君



政策調整室長 宮城弘和君。

○ 政策調整室長 宮 城 弘 和 君

5目企画費でございます。19節負担金補助金及び交付金の北部広域圏事務組合振興負担金114万5,000円の増額につきましては、MESHサポートの運航業務等を支援する北部地域の安心安全な定住条件整備事業の本村の負担分でございます。北部広域市町村圏事務組合議会の臨時議会において可決され、負担金の増額の依頼がありますので、計上してございます。

○ 議長 島 袋 義 範 君

住民課長 西江 忍君。

○ 住民課長 西 江 忍 君

歳出3ページをお願いいたします。3款1項6目介護保険費230万2,000円の計上は、1節、細節1070. 包括支援事業で252万円の計上でございます。今年度より保健師1人を嘱託職員として雇用し、介護予防事業に従事させておりますので、その報酬を計上してございます。3節、細節4. 住居手当21万4,000円の計上は、保健師の住居手当を計上してございます。14節使用料及び賃借料、細節7. 住宅賃借料43万2,000円の減額は、これまで不足している保健師の住宅分を村がアパート等を借り上げて手当をしておりましたが、現在はすべての保健師が民間のアパート等へ入居していることから、一般職員同様に住居手当を支給し、借上料と、歳入の保健師、住宅使用料はともに減額しております。

○ 議長 島 袋 義 範 君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内 間 常 喜 君

歳出2ページに戻っていただきます。7目レク広場関連費につきましては、15万円の増額でございます。これは1337. 村民レク広場乗用カート収納車庫整備事業といたしまして、カートの収納倉庫を整備いたしますが、その設計に関する役務費、手数料としての当初予算で計上漏れがございましたので、補正をよろしくお願いいたします。

○ 議長 島 袋 義 範 君

医療保健課長 大城 強君。

○ 医療保健課長 大 城 強 君

歳出4ページをお願いいたします。4款1項1目保健衛生総務費、7節、細節1. 臨時職員賃金151万2,000円につきましては、臨時職員1人分の計上でございます。14節、細節7. 住宅賃借料96万円につきましては、保健師住宅として東江上17番地の徳永勝治さん宅を借舎しております。その借り上げ料の当初予算計上の漏れの補正計上でございます。

○ 議長 島 袋 義 範 君

建設課長 金城和廣君。

○ 建設課長 金 城 和 廣 君

歳出5ページでございます。4款2項2目E&Cセンター運営費、30万3,000円の増額でございますが、13節委託料、細節111. 分別収集計画策定業務委託料で3年ごとに見直す容器包装廃棄物の分別収集計画策定業務に伴う計上でございます。

○ 議長 島 袋 義 範 君

農業委員会事務局長 島袋英樹君。

○ 農業委員会事務局長 島 袋 英 樹 君

歳出6ページをお願いいたします。6款1項1目農業委員会費31万8,000円の補正増となっております。内訳

といたしまして、3節職員手当等、細節4. 住居手当29万4,000円、細節5. 通勤手当2万4,000円、それぞれ人事異動に伴う増でございます。

○ 議長 島袋義範君

農林水産課長 知念吉久君。

○ 農林水産課長 知念吉久君

2項農業総務費164万6,000円の増額補正は、修繕費で農産物加工センターの機械類の修繕料でございます。室外機、コンプレッサー、配管等の修繕ですが、稼働から12年が経過し、設備等の故障が相次ぎ、これまで自前で修理を行ってきておりますが、費用がかさみ休止状況にあることから、村で修繕費を計上しております。

3目農業振興費は154万5,000円の増額補正ですが、13節委託料の細節1006. 国営土地改良事業調査事務費は、土地改良区設立にかかる事業計画及び定款の審査を行う専門技術者調査報告書作成業務委託料でございます。細節1319. アジアン野菜導入事業は、調査委託費から15節の工事費、栽培試験を行う強化型パイプハウスの設置工事へ組み替えの措置でございます。19節は、中央管理所建築工事にかかる沖縄総合事務局水利事業所と村の共同工事の村負担分の精算分でございます。中央管理所建築総事業費は、約2億3,000万円余でございますが、そのうちの約3.8%を村が負担をしております。

5目畜産業費は1,984万円の増額補正です。19節負担金補助金及び交付金で細節104. 伊江村和牛改良組合補助金の増は、死亡牛の減少対策の一環として行う疾病対策講演会や家畜血液のプロファイル検査、装置分析等にかかる費用負担が増となるため、JAと改良組合の3者負担で行うための増額でございます。細節109. 農業振興対策事業補助金は、乳用牛の削蹄経費と優良性別精液助成として、それぞれ2分の1の補助でございます。これは村単独での補助でございます。細節1231. 肉用牛生産振興特別対策事業補助金は、歳入でも少し説明いたしましたが、3人の担い手農家で組織されました資料生産組合が実施する機械導入事業、機械の種類はトラクター、モアコンディショナー、ロールベアラ、ブロードキャスターを導入する間接補助金でございます。

7目農地費は289万8,000円の増額補正ですが、委託料で細節108. 地籍測量図作成業務は、農地保全事業実施地区で相続等の理由により、未分筆の用地、約40筆の地籍測量作成分筆業務費等でございます。細節1277. 管理体制整備促進事業は、中央管理所の浄化槽保守点検料が当初で計上漏れでございましたので、よろしく願いいたします。

10目堆肥センター運営費は、203万6,000円の増額補正ですが、3節の職員手当等は、職員の異動に伴う増でございます。11節の細節1. 消耗品費は今年の6月1日付で実施しております堆肥の購入助成の関連で、15キロ袋堆肥、フレコン堆肥の販売がふえる見込みでございますので、その15キロ袋、1万枚と。フレコンバック400万円を追加購入したいための増額補正でございます。細節6. 修繕料は2トン、堆肥の回収車でございますが、事故により修理が必要となっておりますので、その修繕費でございます。

歳出7ページ、2項1目林業総務費は10万円の増ですが、東京夢の島植物園で開催される日本ハイビス協会主催の展示会へ、職員の研修旅費として計上してありますので、よろしく願いいたします。2目林業振興費は687万8,000円の増額補正です。13節委託料の細節107. デイゴヒメコバチ防除事業委託料は、防除対象デイゴの本数の増加に伴うものでございます。細節111. の「宝くじ松」配布・植栽事業については、これも歳入で少し触れましたが、日本緑化センターが実施している事業でございます。その配布助成の補助を受けまして、リュウキュウマツ230本の植栽、公共用地への植栽を行うための委託料でございます。植栽箇所としましては、城山中腹周辺、子供の森広場、ミースイ公園等に植栽する予定でございます。細節1341. ミナト縦線街路樹整備事業は、調整交付金事業で整備いたしますミナト縦線、北並里十字路から北へ約480

メートルほどの街路でございますが、その街路樹整備の事業費で実施設計が完了し、その委託料と工事費をそれぞれ増額してございます。18節備品購入費の1114. 地域産業振興事業は、ハイビスカス園の内外で、休憩用のテーブル、イスを設置するためのテーブル、イスの購入費でございます。

次、歳出8ページ、3項3目漁港建設費は800万円の増額補正です。漁村再生交付金事業、西崎漁港整備事業でございますが、今年度は浮き桟橋整備と護岸改修整備を行います、実施設計が終わりまして、委託料工事費、工事請負費でそれぞれ増減があったことにより、補正してございますので、よろしく願いいたします。

○ 議長 島袋義範君

商工観光課長 万寿祥久君。

○ 商工観光課長 万寿祥久君

歳出9ページをお開きください。7款1項1目商工総務費4万9,000円の補正増となっております。内容につきましては、3節職員手当等、細節5. 通勤手当でございますが、人事異動に伴う補正増となっております。2目商工振興費671万5,000円の増でございますが、13節委託料526万円の増となっておりますが、細節114. 本部港内観光PR映像配信委託料として、本部港内で伊江村の観光ピーアールの映像を配信するための予算措置となっております。内容につきましては、随時ピーアール映像を更新、それとメンテナンスを行う委託料となっております。

続きまして、細節1350. ミースイ公園整備事業ですが、こちらにつきましては、今年度、一括交付金事業で追加交付申請をして決定をいたしましたミースイ公園東にございます遊具の改修を検討するための設計業務を実施したいということでの予算計上となっております。続きまして、16節原材料費、細節1022. 伊江島ゆり祭り19万円の増でございますが、今年開催されましたゆり祭り開催におきまして、電気、ステージの電球等の交換が発生しまして、それに伴う補正増となっております。続きまして、18節備品購入費126万5,000円の増でございますが、13節委託料でございました本部港内の観光PR映像で使用するテレビ及び周辺機器の備品購入と、7月から観光協会とYYYクラブ、伊江リゾートにおきまして、本部半島で今実証実験をやっております小型電気自動車を使った、新たな観光の実証実験を行うに当たりまして、小型電気自動車の充電設備が必要となったことから、この部分につきまして村で支援をするということで、2カ所に対しての充電器設置ということで予算の計上をさせていただいている合計で126万5,000円となっております。

続きまして3目、はにくすに関連費でございますが、こちらにつきましては、予算組み替えの補正になっておりまして、7節賃金及び13節委託料の今現在、はにくすに施設の清掃につきましては、物産センターへ委託をしておりましたが、7月から村のほうで雇用しまして、そのまま継続をして清掃業務をしてもらうということでの予算の組み替え措置となっております。

○ 議長 島袋義範君

建設課長 金城和廣君。

○ 建設課長 金城和廣君

歳出10ページでございます。8款1項1目土木総務費186万7,000円の減額でございますが、1節報酬、細節102. 非常勤嘱託員2人の報酬720万円の計上でございます。13節委託料は1節に伴いまして、全額減額補正をお願いいたします。19節負担金補助金及び交付金、細節104. 道路整備促進期成同盟地方連絡協議会5,000円の増額で通知による計上でございます。

○ 議長 島袋義範君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内間常喜君

歳出は11ページでございます。9款1項2目消防施設費の3万円の増額につきましては、消防通信指令センターの本格運用に伴い、災害時対応の携帯電話の使用料として増額が見込まれますので、お願いいたします。

○ 議長 島袋 義範 君

教育行政課長 東江民雄君。

○ 教育行政課長 東江民雄君

歳出12ページをお願いいたします。10款1項2目事務局費、9節旅費につきましては、方言調査を行っております、生塩睦子先生の方言調査にかかります教育長含め4人分の旅費でございます。先生は今年の1月ごろから体調を崩されています。現在今、退院して体調はよくなっていますが、伊江島へ出向いての調査にはまだ不安があるとのことで、責任感の強い先生ですので、早目に調査をしたいということで、広島へ赴いてほしいとの意向がございましたので、計上してございます。14節につきましては、その広島でのレンタカー等の使用料でございます。

13ページをお願いいたします。2項1目学校管理費、7節につきましては、伊江小学校の図書館事務員の産休に伴います臨時職員の賃金でございます。11節需用費につきましては、西小学校の浄化槽ブローア、それと体育館トイレ、それと施設内の学校内の漏水管の修繕費ということで計上してございます。13節委託料につきましては、伊江小学校の家庭科室のグリストラップ洗浄の委託料として計上してございます。14節、細節102. 伊江小学校の借上料につきましては、新築校舎によります電話の台数増加分と、また細節202. に計上してあります西小学校の借上料につきましては、電話の契約更新が5年間でございまして、今年度再契約をした中で、消費税が前回の5%から8%に変わったということでの増額でございます。18節につきましては、伊江小学校図書室の木製の書架2台分の備品購入としての増額分でございます。次、3目学校建設費、15節工事請負費につきましては、西小学校の既設屋外トイレがございまして、その解体撤去費用を計上してございます。

14ページをお願いいたします。3項中学校費の1目学校管理費の11節、伊江中学校のバックネットの修繕料でございますが、野球のバックネットの上部2段目部分が腐食が激しく、その取り替えを行うのが主な修繕カ所でございます。2目教育振興費、20節につきましては、先ほど歳入でも御説明いたしましたが、修学旅行地の九州から関西方面への変更による増額でございます。

15ページをお願いいたします。4項1目幼稚園費、9節旅費につきましては、西幼稚園に今年採用、新規採用になりました幼稚園教員の研修に係る6回×22日分の旅費でございます。14節につきましても、その研修に係る自動車航送料等でございます。

16ページをお願いいたします。5項3目文化財保護費につきましては、当初権現堂やアミボーシャの整備を委託をして行う計画でございましたが、重機使用料や工事請負費の正当予算科目に組み替えて行う予定でございます。

17ページをお願いいたします。6項2目体育施設費、12節につきましては、総合運動公園整備事業での野球場予定地の用地の取得に伴います事業認定広告料でございます。14節につきましては、B&G海洋センターの電話機リース料でございますが、当初予算に漏れがございましたので計上してございます。4目多目的屋内運動場管理費でございますが、12節の多目的屋内運動場の火災災害共済の分担金でございます。

○ 議長 島袋 義範 君

住民課長 西江 忍君。

○ 住民課長 西江 忍 君

歳出18ページをお願いいたします。13款3項1目過年度支出金2万円の計上は、23節、細節101. 過年度

支出金で、法定受託事務の中長期在留者事務委託料に超過交付がございましたので、その償還金の計上でございます。以上で、平成28年度一般会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

歳入、款ごとに質疑を許します。まずは第14款使用料及び手数料1ページ。ありませんか。〔「進行」の声あり〕

次、15款、国庫支出金。2ページ。〔「進行」の声あり〕

次、16款、県支出金。3ページ。〔「進行」の声あり〕

次、20款、繰越金。4ページ。〔「進行」の声あり〕

次、21款、諸収入。5ページ。〔「進行」の声あり〕

歳入一括して、質疑を許します。〔「進行」の声あり〕

暫時休憩いたします。

(休憩時刻10時51分)

再開します。

(再開時刻11時05分)

歳出、款ごとに質疑を許します。1款、議会費。1ページ。〔「進行」の声あり〕

2款、総務費。2ページ。〔「進行」の声あり〕

3款、民生費。3ページ。〔「進行」の声あり〕

4款、衛生費。4ページ、5ページ。〔「進行」の声あり〕

進行します。6款、農林水産業費。6ページから8ページまで。10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名嘉 實 議員

歳出6ページ、7ページの農林振興費、細節111. の松を植えるということですが230本、新しく植えるのもいいことですが、今まで松が枯れて、シロアリが入って倒したところが結構ありますが、その倒した根っこを見ると、シロアリが入ってぼこぼこ穴があくんですよ。そのシロアリ対策をしたのかどうか。それと今植えている大きな松も下の枝のほうからだんだん枯れて、放っておくとまた全部枯れそうな感じがする木が相当見受けられます。この県道沿い。それから農協の出荷場の南の通りは松くい虫ですか、症状が違う枯れ方をしているんですね。その原因については、把握されていますか。その対策も含めて、説明してください。

○ 議長 島袋義範君

農林水産課長 知念吉久君。

○ 農林水産課長 知念吉久君

申しわけございませんが、この防除等の対策については、それぞれの管理も行っているところがございまして、こちらから全体的にどうだということはお答えしかねますが、これまで松くい、最近で枯れているものの中では、松くい虫ではないかという疑いがあるものについては、その都度、報告をして、松くいではないという報告は受けております。

それとシロアリ等の対策についても、管理各課でそれぞれ対応をしている状況でございます。

○ 議長 島袋義範君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名嘉 實 議員

枯死木を根っこから切っただけで、根のほうは残って底にシロアリが残っているんですよ。シロアリ駆除はしたのかどうか。それをしないと、新たに植えてもまた同じようになる可能性がありますよ、どうですか。

ミースィ公園もありましたよ、枯れた木が。結構、シロアリが入った木がありましたよ。

○ 議長 島袋義範君

農林水産課長 知念吉久君。

○ 農林水産課長 知念吉久君

伐採した松のその後の処理については、済みませんが全部把握しておりませんので、後ほど調査してお答えしたいと思います。

○ 議長 島袋義範君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

名嘉議員からの質疑の件については、これまでも特に製糖工場前の県道沿いの松の枯死木を撤去した後、要するに上のほうは撤去していますが、根っこのほうを撤去していないと。その中でそれがシロアリの巣になっているという部分をこれまでも名嘉議員のほうから質疑がありましたが、根っこにあるシロアリの対策はされたのか。あるいは今後、撤去も含めてどうかということでののかという部分で、お答えをさせていただきませんが、県道敷きにある緑化木、道路並木でありまして、それは随時、担当課において県の道路維持課、北部土木の道路維持課と、要請をしているという部分で、私は理解をしておりますが、その詳細をシロアリ対策を伊江村がやるのか、県がやるのか。その報告はまだ受けておりませんが、今御質疑を受けて、シロアリ対策は必要だと思っておりますので、早目に現地の枯死木の根っこの部分のシロアリの状況を確認させて、県との調整も必要であれば調整をしながら、撤去並びにその後のシロアリ駆除の対策は、村としてやっていきたいと思っております。そういう部分で、先ほど農林課長からもありましたが、私もずっと松くい虫による被害木ではないかと、非常に気にしていまして、松くい虫は最初に被害が出たときに、早期の対策が必要ですので、担当農林水産課のほうも若干、神経をとがらせて対応していると思っておりますが、それ以外の松をはじめとした枯死木については、各担当課の中で公園にありますのは、公園の中というふうに、とりあえずは管理をしておりますが、ただ専門的な必要であれば、それは主管であります農林水産課のもとに、林業普及指導員も2名委嘱をしているわけですから。その辺の方々の活用、あるいは意見も伺いながら、緑化指導あるいは今ある樹木の保全等に指導助言をいただきたいという部分の委員もいますので、今後皆さんの活用も図りながら、各担当課における施設の中における樹木の管理もやりながら、全体的には木の部分については、農林水産課のほうで、全体的な統括ということで、させていきたいと思っております。いずれにしましても、この枯れた松の根っこのシロアリ対策については、早目に対策できるようにやっていきたいと思っております。

○ 議長 島袋義範君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名嘉 實 議員

松が枯れるのは、枯れる前に症状があるんです。松くい虫は一気に全体が葉っぱが黄色くなって、枯れていくんですが、最近のは下の枝のほうから枯れ始めるんです。それについて、教育長、詳しいようですが、説明できますか。

○ 議長 島袋義範君

教育長 宮里徳成君。

○ 教育長 宮 里 徳 成 君

専門的な答弁はできないんですけども、これまでの経験として述べたいと思っておりますけれども、やはりここ最近、大きな大型台風が来ておりまして、独立木、街路樹であっても独立木であります。林帯が広くてそ

それぞれの木が台風を支えておれば、そんなに大きな被害は出ないんですけれども、360度返しの風も受けるということで、非常にそういうことで弱くなっております。それがやはり下のほうは日陰等もあって、そのあたりが強かったということもあります。それが枯れる原因にもなっていると思います。大きな大型台風がある場合は、非常に厳しいのかと思っておりますので、できれば混成していれば、松のほうも生育、順調にいくのかなとは考えております。

済みません。これも専門的ではありません。答弁します。経験上でしか話は、答弁もできないわけなんですけれども、やはり台風後については、養生、肥料、管理とか、行っていかないといけないわけなんですけれども、全体的に被害を受けますので、そういう対応がなかなか個人個人の住宅であればできますけれども、そういう対応がものすごく難しいのかと思っております。

できるだけ動いたものについては、また直す等、それから肥料等を追肥していく等の根っこの管理をしていければと思っております。

○ 議長 島袋 義範 君

6款ほかにございませんか。2番 島袋 勉議員。

○ 2番 島袋 勉 議員

歳出の6ページ、10目の堆肥センター運営費の中で、関連づけて6月1日づけで堆肥の単価が下がりました、農家サイドは、大分喜んでいる方が大分出てきております。ただ懸念しているのが、そういった農家の話の中で、その成分、堆肥に対する成分の中で塩分濃度等、大分心配されている方が多々います。実際そういう話をよく聞いております。そういった堆肥の成分検査等は、毎年やられているのかどうか。その辺をお伺いします。

○ 議長 島袋 義範 君

会計管理者 宮里政喜君。

○ 会計管理者 宮 里 政 喜 君

堆肥の成分につきましては、年2回程度を成分分析を沖縄環境科学センターに委託をして、分析をさせております。その中に塩分濃度についても、分析項目として入れて分析はさせております。

○ 議長 島袋 義範 君

2番 島袋 勉議員。

○ 2番 島袋 勉 議員

ぜひですね。その検査の内容に関しては、農家サイドにも開示をしていただきたいと思います。成分の濃度に関しては、大分気にしているところがあります。払拭する意味でも、どこかに掲示をして、成分がわかるようなやり方をしていただきたいと思います。どうでしょうか。

○ 議長 島袋 義範 君

農林水産課長 知念吉久君。

○ 農林水産課長 知 念 吉 久 君

塩分が上がっているという状況は、堆肥センターのほうでも、若干把握しているというんですか。その検査を受けて上がってきているというのは、認識をしております、それを抑えるためには、どういうふうにしたほうがいいのか。それも試行錯誤している状況でございます。この結果については、できるだけ皆さんにわかるように、公表できるようにしていきたいと思っております。

○ 議長 島袋 義範 君

8番 亀里敏郎議員。

○ 8番 亀 里 敏 郎 議員

2目の農林振興費の15節工事請負費のミナト縦線街路樹整備事業について、お伺いします。

このミナト縦線につきましては、去年平成27年度に植栽されたクロキの場所から、南へ480メートルということですね。そこで今回、どういう樹種を選択されているか。

それと、一本当たりどのぐらいの価格を予定しているか。そして樹木の高さは何センチあるのか。お伺いします。

○ 議長 島袋義範君

農林水産課長 知念吉久君。

○ 農林水産課長 知念吉久君

樹種につきましては、そのミナト縦線からずっと城山の後ろのほう、喜楽のほうですか。そこまでの計画で当初、クロキで植栽していくという計画がございまして、その延長として、今回もクロキを植栽する予定でございます。

単価については、済みませんが、単価、高さについては資料も持ち合わせておりませんが、高さは1.5メートルの苗木だったと記憶しております。単価のほうは、申しわけございません。後ほどお答えさせていただきたいと思います。

○ 議長 島袋義範君

8番 亀里敏郎議員。

○ 8番 亀里敏郎議員

平成27年度に植栽されたあのクロキについては、100%順調に成長していると考えておりますか。

○ 議長 島袋義範君

農林水産課長 知念吉久君。

○ 農林水産課長 知念吉久君

順調な生育といいますか。当初も植えた時期から若干、潮とかその影響、それと虫の影響もあって、当初状況的に悪い状況がありました。それで枯れたクロキもございました。植え替えも実際しております。その後、今の状態としては、ほぼ順調にいらっていると思っております。

○ 議長 島袋義範君

8番 亀里敏郎議員。

○ 8番 亀里敏郎議員

私、1月に3回ぐらい通ります。民泊の関係ですね。しかし私たち素人から見ると、決してあれ完成したのが平成27年の2月だったと思います。したらもう1カ年半ぐらいになっているんですけども、あの成長を北側の10本ぐらいが普通の成長ではないでしょうか。しかしすべてこの南側は、順調の成長とは私の樹木に対する能力では理解しがたいです。そこで私が言いたいのは、植栽はいいです。ただ植栽の既成事実をつくっただけではなくて、目的はこの植栽下のすくすく育てるのが、私たちの目的なんです。植栽してからの後の管理というのを徹底的にしていなければ、また同じような轍を踏むと、私は思いますので、せつかく半端な予算ではないと思います。一本当たり、平成27年に植栽したのが、恐らく3万円から4万円ぐらいかかっているんじゃないでしょうか。木の高さによって違うらしいですけども、そんなに安い予算でもないわけですから、しっかりと責任を持って管理していかなければ、いけないと思いますので、そこを提言して質疑を終わります。しっかりと育ててください。

○ 議長 島袋義範君

5番 内間広樹議員。

○ 5番 内間広樹議員



歳出6ページ、堆肥センター運営費、細節6. 修繕費について、もう一度説明をお願いします。

○ 議長 島袋義範君

農林水産課長 知念吉久君。

○ 農林水産課長 知念吉久君

修繕料、堆肥センター運営費の中の修繕料ですが、堆肥センターが、堆肥回収を行っております。その回収車2トン車ですが、それが5月でしたか、事故に遭いまして、その修繕料として計上しているところでございます。

○ 議長 島袋義範君

5番 内間広樹議員。

○ 5番 内間広樹議員

車両保険は入っていないんですか。

○ 議長 島袋義範君

農林水産課長 知念吉久君。

○ 農林水産課長 知念吉久君

保険は入っております、修繕料はこちらのほうで出して、また保険のほうで見れる分は、後で入ってくると。保険は入っております。

○ 議長 島袋義範君

進行します。7款、商工費。9ページ。11番 内田竹保議員。

○ 11番 内田竹保議員

商工費に関連して、質疑をしたいと思います。

2点ほど質疑をしますけれども、まず1点目に、城山中腹の駐車場に障がい者専用の車を止める場所がないということで、民泊をしている民家の皆さんから多々要望があります。満車のときは、遠くに止めて、障がいを持つ子どもを歩かせてくるというような、それはお互い民家が気をつけていけばいいことなんですけれども、満車のときに非常に苦勞をしているというようなことがあります。つい最近でしょうか。千人洞（ニャティヤ洞）のほうには、障がい者マークのついた駐車場が確保されているんですね。ですから城山中腹にも、ぜひそのマークをつけていただいて、障がい者の皆さんの安心して駐車、受け入れしている皆さんの、また民泊だけでなく、一般の方もよく城山を訪れるわけですから、そういった配慮も必要ではないかと思うんです。

それとあと1点は、これは公営企業課になるとと思いますが、本部港のターミナルのクーラーの件なんですけれども、先日、本部港で休憩をしていましたけれども、クーラーがまだついていなくて暑い思いをしたんですね。そこに長い時間、待ち合いをすると、外に出ても樹木も少ないし、休む場所もないというようなことがあって、ターミナル等のクーラーの早目の点灯といいますか。それを要望をしていただきたいと。これは本部港湾管理事務所の県の管轄だとは思いますが、これからますます暑くなりますし、観光客の皆さんにも不愉快な思いをさせたくはないという思いから、その辺も県との調整を急いでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。その2点をお伺いします。

○ 議長 島袋義範君

商工観光課長 万寿祥久君。

○ 商工観光課長 万寿祥久君

1点目の城山中腹の障がい者専用の駐車場のスペースについて、私のほうからお答えさせていただきます。議員お説のとおり、障がい者対応というのは、今はどこでもやらなければいけないということで、今御指摘

いただいたことを、適正な場所をまた確認しながら、早急にこのスペースの設置、マーク表示を設置したいと思います。以上です。

○ 議長 島袋義範君

公営企業課長 西江 正君。

○ 公営企業課長 西江 正君

本部港の待合所、クーラーの件でございますけれども、内田議員御指摘のとおりでありまして、本部町が委託管理をしております。しかし、利用されるお客さまというのは、伊江島へ渡ってこられるお客さまが大多数でございます、その夏場を迎える段階で確認はとっているつもりでありますけれども、このクーラーをつけている時間帯が若干、短いのかなというのは感じております。

再度、本部港管理事務所へ確認をとりまして、クーラーの利用に関してお願いをしていきたいと考えております。

○ 議長 島袋義範君

3番 山城善彦議員。

○ 3番 山城善彦議員

歳出9ページの2目商工費について、お伺いいたします。細節114。本部港内観光PR映像配信委託料についてであります、これにつきましては、こちらのほうから前に提案した関係もありまして、今回、実現できるということで大変喜んでおりますが、これについては今回PR映像を配信委託ということで、随時更新という形ですが、どういうふうな形をとるのでしょうか。

○ 議長 島袋義範君

商工観光課長 万寿祥久君。

○ 商工観光課長 万寿祥久君

映像の委託につきましては、イーコムの方で検討しております。今現在、イーコムの方で「伊江ニュース」という村内の行事等をさまざまな取材をしている情報、映像がございます。これを適地、旬な情報として、本部港内の観光ピーアール用にまた作成をして、随時更新をしていく。それにかかるメンテナンスをイーコムの方のほうにやってもらうという内容で今、検討させていただいております。

○ 議長 島袋義範君

3番 山城善彦議員。

○ 3番 山城善彦議員

はいわかりました。現在、フェリー内での放映はやっているわけなんですけれども、それにつきましては、前々からナレーション入りにしたほうが良いということで、そういうふうな対応をするという形だったんですけれども、今回フェリー内の放映も同じような形態をとって、ナレーション入りにするというので、理解してよろしいですか。

○ 議長 島袋義範君

商工観光課長 万寿祥久君。

○ 商工観光課長 万寿祥久君

議員お説のとおり、フェリー内の観光PR映像につきましては、現在同じくイーコムと音声ナレーション入りの最終調整をしております、7月上旬には更新できるという、運びになっております。本部港のPR映像につきましては、既存のテレビとの位置的な兼ね合いとか、そういったもので音声を入れて流しているものか。というものにつきましては、今現在、検討中でございます。それに支障がなければ、音声を入れて、皆さんにごらんいただけるような方向で検討していきたいと考えております。

○ 議長 島袋義範君

進行します。8款、土木費。10ページ。8番 亀里敏郎議員。

○ 8番 亀里敏郎議員

10ページ、土木総務費の1節報償費と、13節委託料の関係について、質疑をしたいと思います。当初予算で委託料で900万円の計上をされて、今度報償費ということで720万円という補正ということなんですけれども、そういうどういう詳しく言うと、わかりやすく言うと、どういうことでしょうか。

○ 議長 島袋義範君

建設課長 金城和廣君。

○ 建設課長 金城和廣君

13節の委託料につきましては、前年度まで建設事業等支援ということで、企業から技術職員として1人が、委託契約をさせていただいておりましたが、当初予算上では、そういうことになっていたんですけれども、今回の報酬で非常勤2人と申しますのが、3月末に退職された会計管理者と建設課長のお二人に非常勤の嘱託員として、この1年間を勤務していただきたいということで、今回その委託料をゼロに減額をいたしまして、報酬2人分の720万円を計上しているところでございます。

○ 議長 島袋義範君

8番 亀里敏郎議員。

○ 8番 亀里敏郎議員

では村長に質疑したいと思いますが、先ほど課長のほうで、この1年間は委嘱員ということでやっていくということでありましたけれども、村長、よろしいでしょうか。この1年で委嘱は。

○ 議長 島袋義範君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

先ほど建設課長からあったとおりでございます。特に技術職員の確保が難しい中で、そういう定年退職をした村の職員の技術者を確保する、一つの手段でございます。御存じのとおり、技術者の確保については、毎年その一般行政職の中で採用に向けての応募をやっているんですが、なかなか近年の状況でその辺に向けて、試験に応募する職員がいなくて、技術者の確保が難しい状況でございます。できれば伊江島に帰って、役場で技術職員として頑張りたいという若い青年がいれば採用していきたいと思っておりますので、その辺の兼ね合いもあって、1年の継続、要するに1年区切りでこう嘱託の部分を考えていくということでございます。

来年も技術職の確保が難しい場合、そしてなおかつ村の建築土木公共事業の事業量の兼ね合いを見ながら、1年更新でお二人には協力をしてもらいたいということで、とりあえず1年の契約をして、その後にその状況を見計らいながら、更新については検討していくということで、1年ということでございます。

○ 議長 島袋義範君

8番 亀里敏郎議員。

○ 8番 亀里敏郎議員

これは最近、この二人が元の職場に戻ったということで、あっちこっちの村民世論として、「なんで若いのを育てるような人事をしないか」ということもあるということ、ぜひ村長の肝に銘じていただきたいと思います。

そしてこれは提言なんですけれども、私はせんだって、建設課に別の用事がありまして行きましたら、やはりこの現職の方の前に、何のついでもなく、現職の前に前任者がいるということは、私はすごい違和

感を感じます。私たちお客さんとして、この課に行くときもやはり遠慮がちにしか、現職に物を言えない状況、私でもですね。そういうのがありますので、私はせめて席ぐらいは、工夫する必要があると思いますけれどもいかがでしょうか。

○ 議長 島袋 義範 君

建設課長 金城和廣君。

○ 建設課長 金城 和 廣 君

席につきましては、今その可能な限りといいますか、その班にわけて配置をしているところがございますけれども、その現職、私のこと力不足かもしれませんけれども、その辺は重々、その担当、先輩の方々からいろんな御意見も聞いております勉強しながらですね。そういった感じもありますし、またその方々がいることによって、いろんな建築の技術の専門の方もいますし、土木の専門の方もいますし、その中で道路、そして港湾といったような感じで、いろいろなことがアドバイスの的にもらうところもありますので、建設課としては非常に助かっているところもありますが、今後そういった若い世代を、いかに採用というか、希望できるような課の雰囲気にするかなど、また改めて、建設課で職務会を開きながら、いろんな方々が気持ちよく上がってきて、相談が受けられるような建設課にしたいと思いますので、今後ともよろしくお願ひします。

○ 議長 島袋 義範 君

休憩します。

(休憩時刻11時43分)

再開します。

(再開時刻11時49分)

9款、消防費。11ページ。7番 渡久地政雄議員。

○ 7番 渡久地 政 雄 議員

11ページ、9款消防費、2目の消防施設費に関連いたしまして、質疑をいたします。

実は先月、今月と、亡くなられた方が多くて、四、五回聖苑に通って感じたことなんですけれども、旧米軍施設のこの西側の道路は、聖苑に向かうのは支障がないんですけれども、告別式を終えて帰るときに、その旧米軍施設の西側の生い茂った木が、道もこうして緩やかなカーブ状になっていて、一時停止をしても危なくて、一、二メートルぐらい前に車を出さないと、右からの車が見えないんです。非常に危険で。前々から感じてはいたんですけれども、そこのほうにカーブミラーは絶対に必要だと思っていたんですけれども、旧米軍施設のゲートの前に残っているのがあるんですが、どこが所持しているんですか。

○ 議長 島袋 義範 君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内 間 常 喜 君

交通安全施設として、総務課のほうでかわりがあるかと思いますが、お答えいたします。

旧軍分遣隊のそのカーブミラーが今、どこなのか、はっきりと把握しておりませんが、今区長会とか、村民から設置のこのカーブミラーの要請がありましたら、この場所を拝見しまして、必要性を考慮して、新たに建てるか。あるいは支柱は残っているけれども、ミラーを取り付ければできる。修繕でいいのか。工事費と修繕で両方でやっているところでありまして、担当を行かせまして、そして交通安全協会とも相談をし、必要性があれば取り付けをしていいのではないかと考えています。

渡久地議員がおっしゃるその旧分遣隊のところにある、カーブミラーというのが敷地内、フェンスの中あたりであれば、分遣隊のほうで、米軍のほうで立てたかもしれませんし、外の道路側にあるのであれば、村のほうで立てたかもしれません。現地を見て、調整してみたいと思っています。この支柱がしっかりと残っているものであれば、この基礎からとって、また再利用することも可能なので、いろんな使い方といいますか。設置の仕方がございますので、こちらで検討していきたいと思っています。

○ 議長 島袋 義範 君

7番 渡久地政雄議員。

○ 7番 渡久地 政 雄 議員

これも区長のほうにあって、させようと思ったんですけれども、区長会が終わったということ事態だったものですから、今回撤回ということで、関連でしたことなんですけれども、ゲート前の向かいなんですよ、道路側に、ひとつ残っているんですよ。ぜひですね、早急にやってほしいと思って、関連なんですけれども、質疑しました。

村の持ち主でしたら、設置できないかと要望します。以上です。

○ 議長 島袋 義範 君

9款、消防費。質疑ありますか。〔「進行」の声あり〕

10款、教育費。12ページから17ページ。2番 島袋 勉議員。

○ 2番 島袋 勉 議員

歳出14ページの2目の教育振興費のほうで、修学旅行援助費、九州から関西に変更になりましたという説明がありましたが、これは保護者等との話し合いもできているのかどうか。実際、熊本のほうが震災、地震等で今の安全性を配慮してだと思いますが、旅行に行くシーズンというのが、多分10月か11月ぐらいになると思いますが、考え方を換えれば、そういった今、復興に向けているところを援助するところもあると思うんですが、その辺の含めての保護者に対する説明会等があったのかどうか、お伺いします。

○ 議長 島袋 義範 君

教育行政課長 東江民雄君。

○ 教育行政課長 東江民雄君

やはり熊本震災があったということで、その直後に学校、保護者とも話をしまして、そして変更をしております。その中で今現在でも余震があるということで、先ほど島袋議員がおっしゃった復興を支えるためにも、熊本九州には必要ではないかという話ではございますが、地震というのは、親御さんにとっては大きな心配がございますので、早目に修学旅行地を決定するというのもございまして、5月の時点で変更をするという保護者との話し合いも進んでいるということでございます。

○ 議長 島袋 義範 君

2番 島袋 勉議員。

○ 2番 島袋 勉 議員

それではこれは決定したというふうに解釈してよろしいですか。

一応、それは保護者会等で説明して、関西に決定したと。その方針で行くということで解釈してよろしいでしょうか。

○ 議長 島袋 義範 君

教育行政課長 東江民雄君。

○ 教育行政課長 東江民雄君

はい、関西に決定ということであります。

○ 議長 島袋 義範 君

教育費、ほかにもございませんか。11番 内田竹保議員。

○ 11番 内田竹保 議員

12ページの事務局費の中で、普通旅費、先ほどの説明で生塩先生が体調を崩されているということで、来村できないから、調査員4人で、現地広島まで行って調査をするということでしたけれども、それ以前に、

生塩先生、体調崩されているということがありましたが、こちらからお見舞いには行かれたんですか。

○ 議長 島袋義範君

教育長 宮里徳成君。

○ 教育長 宮里徳成君

5月の時点で行くような手はずをしていたわけなんですけれども、その時点ではまだ、再手術もありまして、体調もすぐれないので、「来てくれるな」ということがありまして、6月の今の時期になっております。そのときには先生からも、電話がありまして、「ぜひ調整がしたいので」ということもありましたので、今回行く予定になっております。

○ 議長 島袋義範君

11番 内田竹保議員。

○ 11番 内田竹保議員

以前にですね。教育委員会の中で生塩先生に、「お見舞いに行きたいですけれども、いいですか」というような電話をされたという話を聞いているわけです。対応については、私はそれでいいのかと思いますけれども、だれも「お見舞いに行きたいですが」、と言っても「いや、いいですよ」と、いうことしか言わないと思うんですよ。また距離もそれだけ、広島とのことですから、そういう電話もあったということで、その関係者の皆さんから、その話を聞かされて、本当に電話をしてお見舞いに行くつもりだったのかなというような思いがあるんですが、その辺はどうでしょうか。

○ 議長 島袋義範君

教育長 宮里徳成君。

○ 教育長 宮里徳成君

確かに、当初から行く予定のものもありました。それ以外でいろいろと話し合いの中で、うちの職員のほうが早まって、相手方にも電話をしていたということもありまして、すぐに向こうから電話があって、とても対応できる状況にはないと、再手術もしないといけない状況であるという状況も聞いておりましたので、行くことを断念しました。

○ 議長 島袋義範君

11番 内田竹保議員。

○ 11番 内田竹保議員

本人の意向も聞いてということでもありますから、50年余に渡って、伊江島の方言を調査研究されて、非常に大変すばらしい先生でありますから、その対応の仕方についても丁重にするべきではないのかなというような思いがあります。今回、調査員4人の方が現地広島まで赴くわけですね、そこで調査をなさることですから、こんな遠い沖縄、伊江島まで体調の関係で来村できないということであれば、また調査員が行くのも、ひとつの方法だというふうには思いますけれども、先生に対する思いやりというもの、あの電話一本がまずかったのではないかと私は思うんです。そういうことも考えて、今回質疑をしておりますので、今後気をつけていただきたいという思いがあります。以上です。

○ 議長 島袋義範君

教育長 宮里徳成君。

○ 教育長 宮里徳成君

今回、行くのは調査、私と担当職員とあと今、方言で生塩先生と、調査と一緒にやっておりますお二方を人選していきたいと考えております。

○ 議長 島袋義範君

進行します。13款、諸支出金。18ページ。〔「進行」の声あり〕

歳出一括して質疑を許します。2番 島袋 勉議員。

○ 2番 島袋 勉 議員

戻りまして、歳出9ページのほう、商工費ですが、3目のはにくすに関連費、委託料の中ではにくすに清掃委託料のほうの変更がありました、物産センターから村のほうにという変更がありました、自分は前ですね。そのはにくすにの委託と植栽等に関して、村のほかの作業所等にも委託するような考えはないかということで、1回一般質問をした覚えがあります。そういったことを考えているかどうか、お伺いしたいのですが。

○ 議長 島袋 義 範 君

商工観光課長 万寿祥久君。

○ 商工観光課長 万 寿 祥 久 君

この歳出9ページのはにくすに関連費につきましては、トイレ、他施設等の清掃業務でありまして、こちらを物産センターでの委託をしていた方を、そのまま人をかえずに村のほうで直接いろいろとこう指示ですね。民泊が入るので、ホールをもっときれいにしてほしいとか、村の担当課のほうで、直接そういった対応、指示ができるような体制ということで、組み替えとして計上させていただいております。議員の施設、周囲の花、樹木等での装飾につきましては、今現在、ピュアと、あと「ちむぐる」と、年間フラワーロード、県道であったり、この商工観光課が管理する施設の花の管理とかというものをやっております。この部分の中でまたもっと定期的に花をかえながら装飾ができるという体制を今、調整をしておりますので、今しばらくお待ちいただきたいと思っておりますので、よろしくお伺いいたします。

○ 議長 島袋 義 範 君

2番 島袋 勉議員。

○ 2番 島袋 勉 議員

今の説明でわかりました。それでは中のほうの清掃委託管理ということで解釈してよろしいでしょうか。それでは、先ほど答弁がありました、ぜひですね。また外周のほうに関しては、再度継続的にまたそういった業者等の継続的な手法も検討させていただきたいと思っております。

それと既に、商工費に関連しますが、参考資料で超小型化のEV車のほうの資料もいただいているんですが、その説明の中で7月中旬から実証実験がスタートすると、観光協会が3台、YYYに2台、配車して実証実験を行うということになります。そして8月に実証実験の展開ということですか。それを検討をして、次年度以降の運用をもう1回検討するとありますが、実際、その車両等ですね。次年度に向けて、そのまま島のほうに置いておくのか。それとももう一回、回収するということになるのか。その辺これが終わってあとのその車両の扱いがわかりづらいので、その後の扱いをお伺いします。

○ 議長 島袋 義 範 君

暫時休憩いたします。

(休憩時刻12時00分)

再開します。

(再開時刻13時30分)

午前中の名嘉議員、亀里議員、お二人に答弁漏れが農林水産課長からあるようですので、この答弁漏れのほうから答弁させたいと思っております。

農林水産課長 知念吉久君。

○ 農林水産課長 知 念 吉 久 君

それでは午前中の質問に対して答弁保留してございましたので、お答えさせていただきます。

名嘉議員からありました松の除去後の対策といいますが、その処置をしているのかということがありま

したが、管理している各課それぞれありますけれども、その消毒とか、そういうところまでは、ほとんどやっていないような状況がございます。それで早目にその株の状況が一番の対策だと思いますので、早目にできるようにやっていきたいと。できないものに関しては、できるだけそういった発生源にならないような対策は講じていきたいと考えております。

それと亀里議員からありましたリュウキュウコクタン、クロキの単価でございますが、今回1.5メートルのものを植栽する予定でございますが、1本当たりが約1万1,000円でございます。以上です。

本数は、今回385本を予定しております。

○ 議長 島袋義範君

それでは午前中の2番島袋 勉議員の質疑の答弁から入りたいと思います。

商工観光課長 万寿祥久君。

○ 商工観光課長 万寿祥久君

それでは午前中の2番島袋 勉議員の御質疑にお答えさせていただきます。

小型電気自動車の実証実験後の車両の取り扱いについての御質疑でございますが、今年12月まで実証実験期間中ではありますが、この使用される小型電気自動車及びタブレット等のシステムにつきましては、トヨタ自動車からの無償提供により、現在実施されております。実証実験終了後のこの小型電気自動車及び周辺システムの活用につきましては、8月に発足を予定しております実証実験後の運用検討委員会において、実証実験の結果を検証しながら、やんばる地域の新たな観光ツールとして実用化が可能かどうか協議をし、北部広域及び村単独での事業展開を検討していくところでございます。

○ 議長 島袋義範君

ほかに一括質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第52号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第52号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第52号 平成28年度伊江村一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第52号 平成28年度伊江村一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第53号 平成28年度伊江村診療所特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

議案第53号 平成28年度伊江村診療所特別会計補正予算（第1号）の提案理由を御説明申し上げます。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,229万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,229万7,000円と定めたいと思います。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいと思います。

なお詳細につきましては、医療保健課長から説明をさせたいと思いますので、よろしく願いをいたします。



○ 議長 島袋 義範 君

医療保健課長 大城 強君。

○ 医療保健課長 大城 強 君

御説明申し上げます。

4枚目の、歳入1ページをお願いいたします。

5款1項1目繰越金、平成27年度歳入歳出決算額が確定しましたので、2,229万7,000円の増額補正で、前年度繰越金の総額が6,029万7,000円となりました。

次、歳出に移ります。歳出1ページ。

1款1項1目診療所事務費、11節需用費、細節6. 修繕料60万円は、診療所1階出入りロドアが腐食で、開閉等に支障を来しており、その取り替え、修繕費の計上でございます。19節、細節108. 医師休日診療賃金源泉徴収税負担金360万円の増額でございますが、医師の土日、祝祭日の代替賃金につきましては、毎月の給与とは別に、勤務実績に応じ翌週に支払いを完結し、その代替え賃金にかかる源泉徴収税については、村が10.21%を負担する内容で、阿部、諸見両医師と契約を交わし、医師の確保に務めてきたところであります。源泉徴収税の納入方法は、毎年1月に10.21%分を診療所会計から納め、その後2月の確定申告で、給与と代替賃金を含め、所得税の精算を行ってまいりましたが、今回、名護国税事務所の指導により、毎月の給与と土日、祝祭日の代替え賃金を合算した計算方法で、一たん源泉徴収税を納付し、還付申告をなさいと指導がありましたので、補正計上をお願いいたします。

2目透析センター事務費、11節、細節6. 修繕料50万円は、透析センター北側出入り口の屋上が吹き抜けとなっており、雨天時には出入り口が雨で濡れるため、その対策として吹き抜け部分にプラスチック板設置の改修費でございます。

次のページをお願いいたします。3款1項1目29節予備費1,759万7,000円につきましては、歳入歳出をそれぞれ相殺した増額補正でございます。以上であります。

○ 議長 島袋 義範 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を許します。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第53号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第53号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第53号 平成28年度伊江村診療所特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第53号 平成28年度伊江村診療所特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第54号 平成28年度伊江村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋 秀幸 君

議案第54号 平成28年度伊江村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由を御説明申し上げます。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,214万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億5,518万9,000円と定めたいと思います。2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいと思います。

詳細については、担当課長の住民課長から説明をさせたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○ 議長 島袋 義 範 君

住民課長 西江 忍君。

○ 住民課長 西 江 忍 君

それでは事項別明細書の歳入1ページをお願いいたします。9款1項1目繰越金、前年度の歳入歳出を相殺し、繰越額が決定しましたので計上してございます。

次に、歳出1ページをお願いいたします。1款1項1目一般管理費93万5,000円の計上は、3節、細節4.住居手当50万円は、今回の人事異動に伴い、住居手当が不足しておりますので計上してございます。2人分でございます。13節委託料、細節103. 国保システム改修費委託料43万5,000円の計上は、保険料等の算定に必要なデータを県とのやりとりするためのシステム改修が必要ですので、計上してございます。

歳出2ページをお願いします。9款1項1目基金積立金2,121万2,000円の計上は、歳入で繰り入れた繰越金を保険給付費等に不足が生じた場合に、財源充当したく積み立てております。

以上で、国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

○ 議長 島袋 義 範 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。歳入、歳出、一括して質疑を許します。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第54号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第54号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第54号 平成28年度伊江村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第54号 平成28年度伊江村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第55号 平成28年度伊江村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋 秀 幸 君

議案第55号 平成28年度伊江村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の提案理由を、御説明申し上げます。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ279万7,000円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,928万円と定めたいと思います。

2項で歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいと思います。

詳細については、住民課長から御説明をさせたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○ 議長 島袋 義範 君

住民課長 西江 忍君。

○ 住民課長 西江 忍 君

歳入1ページをお願いいたします。1款1項2目普通徴収保険料120万8,000円の計上は、2節、細節1.で滞納繰越分で27件の未納がございますので、計上してございます。

歳入2ページ、5款1項1目繰越金、前年度の歳入歳出を相殺し、繰越額が決定いたしましたので158万9,000円を計上してございます。

次に、歳出1ページ、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金120万9,000円の計上は、滞納繰越分の保険料を、19節、細節101. 保険料等負担金へ計上してございます。

歳出2ページ、4款1項1目予備費158万8,000円の計上は、前年度繰越金を不足に備え、予備費へ充当してございます。以上で後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

○ 議長 島袋 義範 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を許します。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第55号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第55号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第55号 平成28年度伊江村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第55号 平成28年度伊江村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第56号 平成28年度伊江村水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋 秀幸 君

議案第56号 平成28年度伊江村水道事業会計補正予算（第1号）の提案理由を、御説明申し上げます。

第2条、予算第3条に定められた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正したいと思います。

支出、21款水道事業費用、既決予定額が2億1,151万1,000円、補正予定額ゼロ、計で2億1,151万1,000円と定めたいと思います。

第3条、予算第6条に定める経費の金額を次のとおり補正をしたいと考えております。1項1号の職員給与費、既決予定額が1,581万5,000円、補正予定額が38万2,000円、計で1,619万7,000円としたいと考えております

詳細については、公営企業課長から説明をさせたいと思います。

○ 議長 島袋義範君

公営企業課長 西江正君。

○ 公営企業課長 西江正君

御説明いたします。2ページをお開きください。収益的収入及び支出の支出です。21款1項3目総係費、1節から3節、それぞれ人事異動によりまして、不足額が生じております。38万2,000円を補正するものです。4項予備費、不足額に充当するために減額をいたしております。以上です。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。一括して質疑を許します。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第56号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第56号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第56号 平成28年度伊江村水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第56号 平成28年度伊江村水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第57号 伊江村船舶運航事業条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

それでは議案第57号 伊江村船舶運航事業条例の一部を改正する条例の制定についての、提案理由を御説明申し上げます。

大変申しわけございませんが、メンターは、「提出理由」になっていますが、「提案理由」に訂正をお願いいたします。

それでは提案理由を申し上げます。フェリー乗船券売機の導入等に伴う運賃前納の原則の改正及び関係法令との整合性を図る必要があるため、提案するものでございます。

それでは改正の内容を新旧対照表、3枚目になります。開けていただきたいと思います。まず（安全統括管理者）第1条の2のアンダーラインを引いたところですが、右側が改正前です。「海上運送法施行規則の第7条の2第2項各号の一」を「（昭和24年運輸省令第49号）第7条の2の2第1項各号」に改める。という文言の改正であります。

それから第1条の3（運航管理者）の部分ですが、「（昭和24年運輸令第49号）」を削除をして、「第7条の2第2項各号の一」を「第7条の2の3第1項各号」に改めるという文言の改正でございます。

それから第5条ですが、（運賃の前納の原則）ですが、運賃は「すべて」の文言を、漢字の「全て」にかえるということで改正をしたいということでございます。そして、「ただし、自動車航送運賃、」となっておりますが、その前にただしの次に、「ただし、旅客運賃、」を加えるということの第5条の改正でございます。

ページを開けていただきまして、新旧対照表です。下から3行目なのですが、「危険物船舶運送及び貯蔵規則により、」とありますが、その次に左側ですね。改正後アンダーライン引いていますが、「(昭和32年運輸省令第30号)」を加えるということでございます。

この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用したいと考えておりますので、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。

#### ○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第57号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第57号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第57号 伊江村船舶運航事業条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第57号 伊江村船舶運航事業条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第58号 伊江村子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

#### ○ 副村長 名城政英君

議案第58号 伊江村子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についての、提案理由を御説明申し上げます。

平成24年4月1日に施行されました、沖縄県乳幼児医療費助成事業補助金交付要綱の一部改正に伴いまして、保護者の所得制限が廃止となりました。本村の子ども医療費助成事業においても、平成24年から所得制限を廃止をして、事業展開をこれまで行ってまいりました。今年度策定予定の子ども医療費助成貸付制度要綱の作成に当たり、本条例を見直しをしていたところ、改正する必要があるため、本条例を見直しをしていきたい。改正する必要がありますため、改正をしていきたいというのが、本条例の提案理由でございます。

それでは、新旧対照表を開けていただきまして、一番最後のページでございます。(用語の定義)のところのアンダーラインを引いた改正前の文言ですが、これは所得制限を廃止するというところの文言になっておりまして、(2)「保護者、親権を行う者、又は後見人その他の者で子どもを現に監護する者」で、その後ですね。「であって、その所得が、児童手当法施行令(昭和46年政令第281号)第1条の例により、算出された所得の額(児童手当法(昭和46年法律第73号)第18条第1項に規定する被用者及び同法第17条第1項に規定する公務員にあつては、児童手当法施行令第11条の規定より読み替える児童手当法施行令第1条の例により算出した額)未滿の者」というところを削除をするというのが、本条例の改正でございます。

この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用をしていきたいと思っておりますので、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第58号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第58号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第58号 伊江村子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第58号 伊江村子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第59号 伊江村保育所等の保育料に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

議案第59号 伊江村保育所等の保育料に関する条例の一部を改正する条例の制定についての、提案理由を御説明申し上げます。

平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が施行され、多子世帯に対して保育利用料金を軽減していることから、これまで伊江村では、規則でもってこの規則は、伊江村保育所設置条例施行規則第13条、14条で多子世帯の保育料軽減をうたってございましたが、本条例の一部を改正して、多子世帯の保育料軽減も条例にうたう必要があるということで、本条例を一部改正をしたいというのが、条例の提案する理由でございます。

なお、今朝も冒頭、村長から先日の島袋議員からのその多子世帯についての保育料の軽減の仕方というか、その多子世帯のカウントの仕方の仕方といいますか、についての訂正をしていしましたが、年収のところについてもですね、やりましたが、非常にこうわかりにくい部分があるということもありますので、後ほど、多子世帯の算出のカウントの仕方などを担当の福祉課長から説明をさせたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは改正の内容ですが、新旧対照表、最後のページを開けていただきたいと思います。

まず第5条で、この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。というところは、第6条へ（委任）のほうに改正しまして、第5条のほうに、（多子世帯保育料軽減）第5条 多子世帯に属する第2子以降の児童が保育所を利用する場合の保育料は、規則で定める。ということで、もう既に、規則で定めてございますが、その規則に委任をしていくというところのものでございます。第5条の改正でございます。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用をしていきたいと考えておりますので、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

それでは、多子世帯の保育料軽減について、詳しくは福祉課長から説明させたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○ 議長 島 袋 義 範 君

福祉課長 亀里裕治君。

○ 福祉課長 亀 里 裕 治 君

それでは多子世帯の算出及びカウントの方法を御説明いたします。

これまで多子世帯の上限を国が定める小学校3年までを、村は小学校修了前まで拡大し、算出していました。例えば3人兄弟で、第1子が高校3年生18歳、第2子が小学校6年生、第3子が保育園児の場合、第2子小学校6年生を多子世帯の上限として捉え、保育園児は多子世帯の第2子とカウントし、保育料を半額としていましたが、4月の改正により、多子世帯の上限が撤廃され、第1子の高校3年生から、多子のカウントを始めます。よって、保育園児は第3子と捉え、保育料が無償となります。なおまた保育園児以外の多子のカウントについては、扶養の実態がある場合は、年齢の制限はございません。

以上が、御説明でございます。

○ 議長 島 袋 義 範 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第59号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第59号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第59号 伊江村保育所等の保育料に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第59号 伊江村保育所等の保育料に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第60号 伊江村健康づくり推進協議会設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名 城 政 英 君

議案第60号 伊江村健康づくり推進協議会設置条例の一部を改正する条例の制定についての、提案理由を御説明申し上げます。

大変申しわけありません。こちら「提案」が「提出」になっていますので、「提案理由」に訂正をお願いいたします。そしてまた、ちょっと提案理由の説明の前に、伊江村健康づくり推進協議会の専門部会を組織し、「部員を任命」となっていますが、済みませんがここに「部員を委嘱または任命」に、「委嘱または」を挿入をお願いしたいと思います。

それでは提案理由を御説明申し上げます。伊江村健康づくり推進協議会に、これまではございませんでしたが、専門部会を組織し部員を委嘱または任命するため、伊江村健康づくり推進協議会設置条例の一部を改正する必要があるために、本条例案を提案するものでございます。

それでは、最後のページの新旧対照表を開けていただきます。お願いしたいと思います。まず第8条の専門部会の第8条の第2項の専門部会は、第3条において「委嘱または任命された委員」を、改正後、「各号

に掲げる者の中から、」に改め、会長が「指名する」を、「会長が委嘱又は任命する」に改めたいという改正でございます。

それから同条中、第6号を削り。「第7項」を「第6項」とする、改正の内容でございます。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行していきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

#### ○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第60号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第60号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第60号 伊江村健康づくり推進協議会設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第60号 伊江村健康づくり推進協議会設置条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第15 意見書第7号 本部港「立体駐車場」の早期整備に関する意見書（案）を議題といたします。

本案は、提出者 知念一邦議員、賛成者 内間広樹議員から提出されております。

本案について提案理由の説明を求めます。9番 知念一邦議員。

#### ○ 9番 知念一邦議員

それでは、本部港「立体駐車場」の早期整備に関する要請につきましては、6月2日、伊江村長と本部町長の連名により、沖縄県土木建築部へ要請活動を行っており、去った10日の村議会運営委員会において、意見書が採択されました。また15日開催の本部町の定例議会においても、意見書が可決され、本定例議会において、提案するものであります。

それでは、読み上げて説明いたします。

意見書第7号

本部港「立体駐車場」の早期整備に関する意見書（案）

平素より北部地域の産業振興と住民福祉の向上、とりわけ離島振興には絶大なるご理解とご尽力を賜り、衷心より感謝申し上げます。

さて、ご存じのとおり本部港は、沖縄と本土を結ぶ大型フェリーや国内外の貨物船が寄港する「北部拠点港湾」として発展を遂げる一方、唯一、伊江島と沖縄本島を結ぶ定期フェリーの寄港地として、これまで国・県のご尽力とご支援により着実に発展を遂げてまいりました。

当村の船舶運航事業は大正9年創業以来、戦中戦後の激動期やアメリカ統治から祖国復帰、高度経済成長等の変遷にあっても、常に生活航路として時代を先取りした経営で、「県内初のカーフェリー就航」や「フェリー二隻体制」「一日4往復運航（夏休み5航海）」に取り組むなど、今日の村繁栄の礎となってまいりました。



近年では、当村が推進した「民家体験泊事業」が脚光を集めるとともに、定着した「伊江島一周マラソン」「ゆり祭り」など村主催のイベントも好評を博し、島を訪れる観光客は年間13万人を超え交流人口は好調に推移しております。

しかしながら、フェリーの車両航送スペースには限界があることから、島から本島の医療機関への通院者や高校等に進学した子供たちの世話のため、本島に出掛ける保護者らの自家用車両の駐車スペースが狭隘であることや、観光客のレンタカー等、駐車場以外への駐車も見られ、港湾での荷さばき業務や歩行者の安全確保が危惧されるなど、その対策が喫緊の課題となっております。

本部港立体駐車場の整備は、伊江村民の長年の念願であるとともに、当村を訪れる観光客の安全安心な旅を叶えるために必要不可欠な施設であり、今後の離島振興、北部の経済発展に大きく寄与し、平成33年度までに沖縄県が目指す観光収入1兆円超、入域観光客数1,000万人超の達成にも貢献するものと思料いたします。

沖縄県の目指す「離島力の向上」のため、本部港立体駐車場の早期整備に特段のご支援ご高配を賜り、その実現がなされるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成28年6月16日、沖縄県国頭郡伊江村議会。

あて先 沖縄県知事。

以上でございます。よろしく申し上げます。

#### ○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

休憩します。

(休憩時刻14時13分)

再開します。

(再開時刻14時17分)

質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題となっております意見書第7号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって意見書第7号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから意見書第7号 本部港「立体駐車場」の早期整備に関する意見書(案)を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって意見書第7号 本部港「立体駐車場」の早期整備に関する意見書(案)は、原案のとおり可決されました。

日程第16 決議第4号 本部港「立体駐車場」の早期整備に関する要請決議(案)を議題とします。

本案は、提出者 内間広樹議員、賛成者 知念一邦議員から提出されております。

本案について提案理由の説明を求めます。5番 内間広樹議員。

#### ○ 5番 内間広樹議員

本部港「立体駐車場」の早期整備に関する要請決議(案)も先ほどの意見書同様の提案理由に基づき、本定例会において、提案するものであります。

それでは読み上げて説明いたします。

本部港「立体駐車場」の早期整備に関する要請決議（案）

平素より北部地域の産業振興と住民福祉の向上、とりわけ離島振興には絶大なるご理解とご尽力を賜り、衷心より感謝申し上げます。

さて、ご存じのとおり本部港は、沖縄と本土を結ぶ大型フェリーや国内外の貨物船が寄港する「北部拠点港湾」として発展を遂げる一方、唯一、伊江島と沖縄本島を結ぶ定期フェリーの寄港地として、これまで国・県のご尽力とご支援により着実に発展を遂げてまいりました。

当村の船舶運航事業は大正9年創業以来、戦中戦後の激動期やアメリカ統治から祖国復帰、高度経済成長等の変遷にあっても、常に生活航路として時代を先取りした経営で、「県内初のカーフェリー就航」や「フェリー二隻体制」「一日4往復運航（夏休み5航海）」に取り組むなど、今日の村繁栄の礎となってまいりました。

近年では、当村が推進した「民家体験泊事業」が脚光を集めるとともに、定着した「伊江島一周マラソン」「ゆり祭り」など村主催のイベントも好評を博し、島を訪れる観光客は年間13万人を超え交流人口は好調に推移しております。

しかしながら、フェリーの車両航送スペースには限界があることから、島から本島の医療機関への通院者や高校等に進学した子供たちの世話のため本島に出掛ける保護者らの自家用車両の駐車スペースが狭隘であることや、観光客のレンタカー等、駐車場以外への駐車も見られ、港湾での荷さばき業務や歩行者の安全確保が危惧されるなど、その対策が喫緊の課題となっております。

本部港立体駐車場の整備は、伊江村民の長年の念願であるとともに、当村を訪れる観光客の安全安心な旅を叶えるために必要不可欠な施設であり、今後の離島振興、北部の経済発展に大きく寄与し、平成33年度までに沖縄県が目指す観光収入1兆円超、入域観光客数1,000万人超の達成にも貢献するものと思料いたします。

沖縄県の目指す「離島力の向上」のため、本部港立体駐車場の早期整備に特段のご支援ご高配を賜り、その実現がなされるよう強く要請します。

平成28年6月16日、沖縄県国頭郡伊江村議会。

あて先 沖縄県議会議長。

以上であります。

#### ○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませぬか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題となっております決議第4号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって決議第4号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませぬか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから決議第4号 本部港「立体駐車場」の早期整備に関する要請決議（案）を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって決議第4号 本部港「立体駐車場」の早期整備に関する要請決議（案）

は、原案のとおり可決されました。

日程第17 閉会中の議員派遣についてを議題といたします。お諮りします。

閉会中の議員派遣について、別紙のとおり派遣することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって閉会中の議員派遣については、別紙のとおり決定いたしました。

お諮りします。ただいま可決されました議員派遣の内容については、今後変更を要するときは、その取扱いを議長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議員派遣の内容に変更を要するときは、その取扱いについては、議長に一任することに決定いたしました。

次にお諮りします。本定例会において議決された案件については、その字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に一任されたいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、その字句、数字その他の整理は、議長に一任することに決定いたしました。

これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成28年第5回伊江村議会定例会を閉会いたします。御苦労さんでした。

(閉会時刻14時25分)

地方自治法第123条第2項の規定に基づき  
ここに署名する。

伊 江 村 議 会

議 会 議 長 島 袋 義 範

署名議員 (11番) 内 田 竹 保

署名議員 (2番) 島 袋 勉